

島根原子力発電所 2 号機の再稼働判断に係る知事・3 市長会議設置要綱（案）

（本会の目的）

第 1 条 島根県が出雲市、安来市及び雲南市（以下「周辺 3 市」という。）と締結する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書（以下「覚書」という。）に基づき、島根県が島根原子力発電所 2 号機の再稼働の判断にあたって、周辺 3 市それぞれの考えをよく理解し意見をくみ取るために、本会を設置する。

（本会の構成）

第 2 条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 島根県知事
- (2) 出雲市長
- (3) 安来市長
- (4) 雲南市長

2 前項各号に掲げる者のほか、国、中国電力、その他構成員が必要と認める者に説明者として参加を求めることができるものとする。

（本会の開催）

第 3 条 本会は、島根県知事が招集する。

- 2 本会は、原則として公開とする。
- 3 本会の司会は島根県防災部長が行う。

（考えの聴取）

第 4 条 島根県は、覚書に基づき、島根原子力発電所 2 号機の再稼働の判断にあたって、周辺 3 市の考えを聴き、よく理解するために必要な事項について意見交換するものとする。

- 2 島根県は、県に対する周辺 3 市の考え等を踏まえ、県として必要な対応について周辺 3 市に説明するものとする。
- 3 島根県は、国や中国電力に対する周辺 3 市の考え等について、国に伝えるとともに、周辺 3 市の考え等への対応について回答するよう求めるものとする。
- 4 周辺 3 市は、前 2 項の説明及び回答があった後、最終的な考えを島根県に伝えるものとする。

（県の判断の説明）

第 5 条 島根県は、総合的に判断した島根原子力発電所 2 号機再稼働に関する重要な判断や回答を、周辺 3 市に説明するものとする。

(庶務)

第6条 本会の庶務は、島根県防災部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は島根県が定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。